

議案第 27 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

宝塚市事務分掌条例（平成 22 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 広報に関すること。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第27号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市事務分掌条例(平成22年条例第46号)新旧対照表

現行	改正案
(企画経営部の事務分掌) 第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2)～(5)</u> (略) (市民交流部の事務分掌) 第3条 市民交流部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 広報に関すること。</u> <u>(3)～(7)</u> (略)	(企画経営部の事務分掌) 第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 広報に関すること。</u> <u>(3)～(6)</u> (略) (市民交流部の事務分掌) 第3条 市民交流部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2)～(6)</u> (略)

議案第 28 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「711, 700 円」を「702, 400 円」に、「639, 400 円」を「631, 100 円」に、「587, 000 円」を「579, 400 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

議案第28号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表

現行	改正案
(議員報酬) 第2条 議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>711,700円</u> 副議長 月額 <u>639,400円</u> 議員 月額 <u>587,000円</u>	(議員報酬) 第2条 議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>702,400円</u> 副議長 月額 <u>631,100円</u> 議員 月額 <u>579,400円</u>

議案第 29 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月22日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例
第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第2条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	（月額） 163,500円	1級旅費相当額
選挙管理委員会委員長	（月額） 117,700円	1級旅費相当額
選挙管理委員会委員	（日額） 13,500円	1級旅費相当額
代表監査委員	（月額） 282,200円	1級旅費相当額
識見を有する者のうちか ら選任された監査委員	（月額） 129,800円	1級旅費相当額
議会の議員のうちから選 任された監査委員	（月額） 58,600円	1級旅費相当額
公平委員会委員長	（日額） 17,200円	1級旅費相当額
公平委員会委員	（日額） 13,100円	1級旅費相当額
農業委員会会長	（月額） 69,400円	1級旅費相当額
農業委員会会長代理	（月額） 51,100円	1級旅費相当額
農業委員会委員	（月額） 42,200円	1級旅費相当額

農地利用最適化推進委員	(月額) 42,200円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会 委員長	(日額) 17,200円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会 委員	(日額) 13,100円	1級旅費相当額
専門委員	(日額) 10,500円	1級旅費相当額
選挙長	(1回) 12,900円	1級旅費相当額
投票所の投票管理者	(1回) 15,300円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要であると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,500円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要であると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
開票管理者	(1回) 12,900円	1級旅費相当額
選挙立会人	(1回) 11,200円	1級旅費相当額
投票所の投票立会人	(1回) 13,100円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要であると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙	1級旅費相当額

	管理委員会が定める額	
期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,600円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
開票立会人	(1回) 11,200円	1級旅費相当額
介護認定審査会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
障害支援区分認定審査会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員長	(日額) 18,500円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員	(日額) 17,200円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会調査補助員	(日額) 10,500円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(介護認定審査会委員、障害支援区分認定審査会委員及びいじめ問題再調査委員会委員を除く。以下この表において同じ。)のうち委員長	(日額) 11,300円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(知識経験を有する者のうちから選任された委員に限る。)	(日額) 10,500円	1級旅費相当額

執行機関の附属機関の委員（知識経験を有する者のうちから選任された委員を除く。）	（日額） 8, 5 0 0 円	1 級旅費相当額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 1 号）による旅費の範囲内で任命権者が定める額
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 7 条及び農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 3 5 条の規定等による出頭人	費用弁償として日額 1 0, 5 0 0 円以内	

備考 この表において「1 級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による 1 級旅費に相当する額をいう。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第29号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧対照表

(現行)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	(月額) 165,700円	1級旅費相当額
選挙管理委員会委員長	(月額) 119,300円	1級旅費相当額
選挙管理委員会委員	(日額) 13,700円	1級旅費相当額
代表監査委員	(月額) 285,900円	1級旅費相当額
識見を有する者のうちから選任された監査委員	(月額) 131,500円	1級旅費相当額
議会の議員のうちから選任された監査委員	(月額) 59,400円	1級旅費相当額
公平委員会委員長	(日額) 17,400円	1級旅費相当額
公平委員会委員	(日額) 13,300円	1級旅費相当額
農業委員会会長	(月額) 70,300円	1級旅費相当額
農業委員会会長代理	(月額) 51,800円	1級旅費相当額
農業委員会委員	(月額) 42,800円	1級旅費相当額
農地利用最適化推進委員	(月額) 42,800円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会委員長	(日額) 17,400円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会委員	(日額) 13,300円	1級旅費相当額
専門委員	(日額) 10,600円	1級旅費相当額
選挙長	(1回) 13,100円	1級旅費相当額
投票所の投票管理者	(1回) 15,500円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要であると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,700円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要であると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
開票管理者	(1回) 13,100円	1級旅費相当額
選挙立会人	(1回) 11,300円	1級旅費相当額
投票所の投票立会人	(1回) 13,300円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要であると認	1級旅費相当額

	めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	
期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,800円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
開票立会人	(1回) 11,300円	1級旅費相当額
介護認定審査会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
障害支援区分認定審査会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員長	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員	(日額) 17,400円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会調査補助員	(日額) 10,600円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員を除く。以下この表において同じ。)のうち委員長	(日額) 11,400円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(知識経験を有する者のうちから選任された委員に限る。)	(日額) 10,600円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(知識経験を有する者のうちから選任された委員を除く。)	(日額) 8,600円	1級旅費相当額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)による旅費の範囲内で任命権者が定める額
地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条の規定等による出頭人	費用弁償として日額10,600円以内	

備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。

(改正案)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	(月額) 163,500円	1級旅費相当額
選挙管理委員会委員長	(月額) 117,700円	1級旅費相当額
選挙管理委員会委員	(日額) 13,500円	1級旅費相当額
代表監査委員	(月額) 282,200円	1級旅費相当額
識見を有する者のうちから選任された監査委員	(月額) 129,800円	1級旅費相当額
議会の議員のうちから選任された監査委員	(月額) 58,600円	1級旅費相当額
公平委員会委員長	(日額) 17,200円	1級旅費相当額
公平委員会委員	(日額) 13,100円	1級旅費相当額
農業委員会会長	(月額) 69,400円	1級旅費相当額
農業委員会会長代理	(月額) 51,100円	1級旅費相当額
農業委員会委員	(月額) 42,200円	1級旅費相当額
農地利用最適化推進委員	(月額) 42,200円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会委員長	(日額) 17,200円	1級旅費相当額
固定資産評価審査委員会委員	(日額) 13,100円	1級旅費相当額
専門委員	(日額) 10,500円	1級旅費相当額
選挙長	(1回) 12,900円	1級旅費相当額
投票所の投票管理者	(1回) 15,300円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,500円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
開票管理者	(1回) 12,900円	1級旅費相当額
選挙立会人	(1回) 11,200円	1級旅費相当額
投票所の投票立会人	(1回) 13,100円。ただし、投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,600円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を	1級旅費相当額

	勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	
開票立会人	(1回) 11,200円	1級旅費相当額
介護認定審査会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
障害支援区分認定審査会委員	(日額) 18,700円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員長	(日額) 18,500円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会委員	(日額) 17,200円	1級旅費相当額
いじめ問題再調査委員会調査補助員	(日額) 10,500円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(介護認定審査会委員、障害支援区分認定審査会委員及びいじめ問題再調査委員会委員を除く。以下この表において同じ。)のうち委員長	(日額) 11,300円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(知識経験を有する者のうちから選任された委員に限る。)	(日額) 10,500円	1級旅費相当額
執行機関の附属機関の委員(知識経験を有する者のうちから選任された委員を除く。)	(日額) 8,500円	1級旅費相当額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)による旅費の範囲内で任命権者が定める額
地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条の規定等による出頭人	費用弁償として日額10,500円以内	

備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。

議案第 30 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「978,000 円」を「1,072,400 円」に改め、同条第 2 号中「795,800 円」を「881,100 円」に改め、同条第 3 号中「682,000 円」を「758,100 円」に改める。

第 3 条第 1 項中「地域手当及び」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、同条第 5 項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」及び「当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び」を削り、「100 分の 25」を「100 分の 45」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 4 条中「前条第 2 項」を「宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）」に改める。

（宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和 44 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「682,000 円」を「758,100 円」に改める。

第 3 条第 1 項中「地域手当及び」を削る。

（宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 17 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「682,000 円」を「758,100 円」に改める。

第3条第1項及び第2項中「地域手当及び」を削る。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

議案第30号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(給料) 第2条 職員の給料月額は、次のとおりとする。 (1) 市長 <u>978,000円</u> (2) 副市長 <u>795,800円</u> (3) 教育長 <u>682,000円</u> (手当) 第3条 職員に対しては、<u>地域手当及び期末手当</u>を支給する。 2 <u>地域手当の額は、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の規定を準用する。</u> 3 (略) 4 (略) 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において、その者が受けるべき前条に規定する給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び当該給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。 (支給方法等) 第4条 職員の給与の支給方法等については、前条第2項 _____の例による。	(給料) 第2条 職員の給料月額は、次のとおりとする。 (1) 市長 <u>1,072,400円</u> (2) 副市長 <u>881,100円</u> (3) 教育長 <u>758,100円</u> (手当) 第3条 職員に対しては、 _____ 期末手当を支給する。 2 (略) 3 (略) 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において、その者が受けるべき前条に規定する給料の月額 _____ に、 _____ 当該給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。 (支給方法等) 第4条 職員の給与の支給方法等については、<u>宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)</u>の例による。

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
(給料) 第2条 管理者の給料月額は、<u>682,000円</u>とする。 (手当) 第3条 管理者に対しては、<u>地域手当及び期末</u>手当を支給する。 2 (略)	(給料) 第2条 管理者の給料月額は、<u>758,100円</u>とする。 (手当) 第3条 管理者に対しては、<u> </u>期末手当を支給する。 2 (略)

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
(給料) 第2条 管理者の給料月額は、<u>682,000円</u>とする。 (手当) 第3条 管理者に対しては、<u>地域手当及び期末</u>手当を支給する。 2 <u>地域手当及び期末</u>手当の額は、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の規定を準用する。 3 (略)	(給料) 第2条 管理者の給料月額は、<u>758,100円</u>とする。 (手当) 第3条 管理者に対しては、<u> </u>期末手当を支給する。 2 <u> </u>期末手当の額は、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の規定を準用する。 3 (略)

議案第 31 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 40 項から第 42 項までの規定中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
附 則 40 令和2年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員に係る報酬の額は、第27条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による報酬の額に800円を加算した額を日額とする。 41 令和2年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員に係る期末手当の額は、第27条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による報酬の額の31日分に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。 42 令和2年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員及び時間額で報酬を定める会計年度任用職員に係る期末手当については、第27条第5項及び第6項の規定にかかわらず、これを支給しない。	附 則 40 令和2年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員に係る報酬の額は、第27条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による報酬の額に800円を加算した額を日額とする。 41 令和2年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員に係る期末手当の額は、第27条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による報酬の額の31日分に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。 42 令和2年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員及び時間額で報酬を定める会計年度任用職員に係る期末手当については、第27条第5項及び第6項の規定にかかわらず、これを支給しない。

議案第 32 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市固定資産評価審査委員会条例（昭和 38 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 2 項中「について」の次に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の各号を加える。

- （1） 事案の表示
- （2） 意見の内容
- （3） その他必要な事項

第 7 条第 3 項中「、次に掲げる事項を記載し」を削り、「がこれに署名押印しなければならない」を「の氏名を記載しなければならない」に改め、同項各号を削る。

第 8 条第 4 項中「代えて」の次に「、次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の各号を加える。

- （1） 提出者の住所及び氏名
- （2） 提出の年月日
- （3） 証言すべき事項

第 8 条第 5 項を削り、同条第 6 項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「について」の次に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の各号を加え、同項を同条第 6 項とする。

- （1） 事案の表示
- （2） 審理の場所及び年月日
- （3） 出席した関係者の住所及び氏名

(4) 審理の要領

(5) その他必要な事項

第8条第8項中「、次に掲げる事項を記載し」を削り、「がこれに署名押印しなければならない」を「の氏名を記載しなければならない」に改め、同項各号を削り、同項を同条第7項とする。

第9条第1項中「について」の次に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 事案の表示

(2) 調査の場所及び年月日

(3) 調査の結果

(4) その他必要な事項

第9条第2項中「、次に掲げる事項を記載し」を削り、「がこれに署名押印しなければならない」を「の氏名を記載しなければならない」に改め、同項各号を削る。

第10条第1項中「について」の次に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 事案の表示

(2) 会議の場所及び年月日

(3) 会議の要領

(4) その他必要な事項

第10条第2項中「、次に掲げる事項を記載し」を削り、「がこれに署名押印しなければならない」を「の氏名を記載しなければならない」に改め、同項各号を削る。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「署名押印し」を「署名し」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(宝塚市印鑑条例の一部改正)

第3条 宝塚市印鑑条例（昭和48年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「印鑑登録申請書に」を削り、「添えて」の次に「、書面で」を加える。

第6条第2項中「き損若しくは」を「き損し、若しくは」に改め、「印鑑登録証再交

付申請書に」を削り、「添えて」の次に「書面で」を加える。

第7条第2項中「印鑑登録申請書」を「第3条の書面」に改める。

第8条第1項中「印鑑票登録事項変更届出書により、」を「書面で」に改める。

第9条第1項中「印鑑登録廃止申請書に登録を受けている印鑑を押印して、」を「登録の廃止を書面で」に改め、同項ただし書を削り、同項第2号中「紛失又は」を「紛失し、又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 登録印鑑をき損し、又は紛失したとき。

第9条第2項中「前項第1号」の次に「及び第3号」を加える。

第13条第1項中「印鑑登録証明交付申請書に」を削り、「添えて、」の次に「書面で」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第32号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

宝塚市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第1号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u> 5・6 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 書記は、前項の意見陳述について_____調書を作成しなければならない。 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 (口頭審理) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員会は、関係者に対しその申出により口頭による証言に代えて_____口述書の提出を許すことができる。 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1) 提出者の住所及び氏名	(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) 4・5 (略) (審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 (略) 2 書記は、前項の意見陳述について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 3 前項の調書には_____、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名を記載しなければならない。 _____。 (口頭審理) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員会は、関係者に対しその申出により口頭による証言に代えて、次に掲げる事項を記載した口述書の提出を許すことができる。 (1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

6 (略)

7 書記は、口頭審理について_____
_____調書を作成しなければならない。
い。

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
い。

(1) 事案の表示

(2) 審理の場所及び年月日

(3) 出席した関係者の住所及び氏名

(4) 審理の要領

(5) その他必要な事項

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について_____
_____調書を作成しなければならない。
ない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
い。

(1) 事案の表示

(2) 調査の場所及び年月日

(3) 調査の結果

(4) その他必要な事項

(議事についての調書)

第10条 書記は、前2条に規定するもののほか、委員会の議事について_____
_____調書を作成しなければならない。
い。

5 (略)

6 書記は、口頭審理について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。
い。

(1) 事案の表示

(2) 審理の場所及び年月日

(3) 出席した関係者の住所及び氏名

(4) 審理の要領

(5) その他必要な事項

7 前項の調書には_____
____、審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名を記載しなければならない。
—。

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。
ない。

(1) 事案の表示

(2) 調査の場所及び年月日

(3) 調査の結果

(4) その他必要な事項

2 前項の調書には_____
____、調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名を記載しなければならない。
—。

(議事についての調書)

第10条 書記は、前2条に規定するもののほか、委員会の議事について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。
い。

(1) 事案の表示

(2) 会議の場所及び年月日

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 会議の場所及び年月日 (3) 会議の要領 (4) その他必要な事項	(3) 会議の要領 (4) その他必要な事項 2 前項の調書には____、議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名を記載しなければならない。
---	--

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年条例第7号)新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
（服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名押印し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行うことができない。 別記様式(第2条関係) 【別記】	（服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し____、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行うことができない。 別記様式(第2条関係) 【別記】

【別記】

(現行)

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名



(改正案)

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

—

宝塚市印鑑条例(昭和48年条例第27号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

現行	改正案
(登録の申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者は、自ら出頭し、<u>印鑑登録申請書</u>に登録を受けようとする印鑑を添えて_____市長に申請しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない事由により自ら出頭することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。 (印鑑の登録及び印鑑登録証の交付) 第6条 (略) 2 前項の規定により印鑑登録証の交付を受けた者は、当該印鑑登録証がき損若しくは_____汚損したとき、又は印鑑登録証の交付記録の余白がなくなったときは、<u>印鑑登録証再交付申請書</u>に印鑑登録証を添えて_____申請し、再交付を受けることができる。 3 (略) (印鑑票の調製) 第7条 (略) 2 前項の場合において、印影の登録を行うときは、<u>印鑑登録申請書</u>に押印された登録申請に係る印鑑の印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる物を含む。)により読み取り、磁気ディスクに記録することにより行う。 (印鑑票登録事項の変更) 第8条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑票の登録事項について変更が生じたときは、<u>印鑑票登録事項変更届出書</u>により、その旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (登録廃止の申請) 第9条 印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら出頭し、<u>印鑑登録廃止申請書</u>に登録を受けている印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。ただし、当該印鑑がき損又は紛失等の事由により押印することができないときは、この限りでない。 (1) (略)	(登録の申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者は、自ら出頭し、_____登録を受けようとする印鑑を添えて、<u>書面</u>で市長に申請しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない事由により自ら出頭することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。 (印鑑の登録及び印鑑登録証の交付) 第6条 (略) 2 前項の規定により印鑑登録証の交付を受けた者は、当該印鑑登録証がき損し、<u>若しくは汚損したとき</u>、又は印鑑登録証の交付記録の余白がなくなったときは、_____印鑑登録証を添えて<u>書面</u>で申請し、再交付を受けることができる。 3 (略) (印鑑票の調製) 第7条 (略) 2 前項の場合において、印影の登録を行うときは、<u>第3条の書面</u>_____に押印された登録申請に係る印鑑の印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる物を含む。)により読み取り、磁気ディスクに記録することにより行う。 (印鑑票登録事項の変更) 第8条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑票の登録事項について変更が生じたときは、<u>書面</u>で_____その旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (登録廃止の申請) 第9条 印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら出頭し、<u>登録の廃止を書面</u>で_____市長に申請しなければならない。 (1) (略)

(2) 印鑑登録証を紛失又は 滅失したとき。 2 前項第1号_____の申請には、印鑑登録証を添えなければならない。 3 (略) (印鑑登録証明の申請) 第13条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録の証明を受けようとするときは、<u>印鑑登録証明交付申請書</u>に印鑑登録証を添えて、_____市長に申請しなければならない。 2 (略)	(2) 印鑑登録証を紛失し、又は滅失したとき。 (3) <u>登録印鑑をき損し、又は紛失したとき。</u> 2 前項第1号及び第3号の申請には、印鑑登録証を添えなければならない。 3 (略) (印鑑登録証明の申請) 第13条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録の証明を受けようとするときは、_____印鑑登録証を添えて、<u>書面</u>で市長に申請しなければならない。 2 (略)
--	---

議案第 33 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 7 号中「保険外併用療養費及び療養費」を「保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費」に、「家族療養費及び」を「家族療養費、家族訪問看護療養費及び」に改め、同条第 8 号を次のように改める。

（8）市町村民税世帯非課税者 世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分（当該月が 4 月から 6 月までの間である場合にあっては、前年度分）の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法第 328 条の規定により課税する所得割を除く。）が課されていない者（以下「市町村民税非課税者」という。）である世帯に属する者をいう。

第 1 条の 2 第 9 号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 35 条第 4 項」を「同条第 4 項」に、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が 70 万円に満たないときは、70 万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額と」の次に「し、総所得金額に同法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から 10 万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加え、同条第 10 号中「規定する合計所得金額」の次に「（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第 2 項の規定により計算した金額（租税特別措置法第 41 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除が行

われている場合には、その控除前の金額) から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。) 」を加える。

第2条第5項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年7月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第33号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 療養の給付等 療養の給付並びに保険外併用療養費及び療養費 の支給(家族療養費及び 特別療養費に係るものを含む。)をいう。 (8) 市町村民税世帯非課税者 世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあつては、前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。)が課されていない者(同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。)(以下「市町村民税非課税者」という。)である世帯に属する者をいう。 (9) 所得を有しない者 市町村民税世帯	(定義) 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 療養の給付等 療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給(家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係るものを含む。)をいう。 (8) 市町村民税世帯非課税者 世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあつては、前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。)が課されていない者 (以下「市町村民税非課税者」という。) (9) 所得を有しない者 市町村民税世帯

非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額と

する。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (10) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額

非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項

中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額

」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (10) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合に

をい
い、その額が零を下回る場合は、零とする。
以下同じ。)の合計額が80万円以下である
者をいう。

(受給資格)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 第2項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者の項及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が同号イに該当するとき又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が同号に該当するときは、同法第295条第1項の規定(第2号に係る部分に限る。)及び同法第314条の2第1項第8号の規定(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当するときにあつては、同項の規定)を適用するものとする。

は、零とする。)によるものとする。)をい
い、その額が零を下回る場合は、零とする。
以下同じ。)の合計額が80万円以下である
者をいう。

(受給資格)

第2条 (略)

2～4 (略)

議案第 34 号

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 32 条）」を

「第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 32 条）」

第 5 章 雑則（第 33 条）」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 5 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項及び附則第 2 項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第 6 条第 2 項中「できること」の次に「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び

地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が介護保険法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市長からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を順守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止す

るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 23 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲

げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うもの（第9条及び第15条第28号に規定する被保険者証の確認（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第5条第2項」を「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、同条第2項」に、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定

する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項に規定する」を「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第34号

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第18号)新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 人員に関する基準(第4条・第5条) 第3章 運営に関する基準(第6条—第31条) 第4章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)</u> 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) (管理者) 第5条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。 3 (略) (内容及び手続の説明並びに同意) 第6条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居	目次 第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 人員に関する基準(第4条・第5条) 第3章 運営に関する基準(第6条—第31条) 第4章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)</u> <u>第5章 雑則(第33条)</u> 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (管理者) 第5条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項及び附則第2項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 (略) (内容及び手続の説明並びに同意) 第6条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居

宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、当該利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

等
につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議

をいう。

以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」と

宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、当該利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。

以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」と

いう。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) (略)

(21)～(30) (略)

(管理者の責務)

第19条 (略)

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第21条 (略)

2・3 (略)

いう。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) (略)

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が介護保険法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市長からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。

(22)～(31) (略)

(管理者の責務)

第19条 (略)

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者がこの章の規定を順守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(勤務体制の確保)

第21条 (略)

2・3 (略)

(掲示)
第24条 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(掲示)

第24条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定す

る事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うもの(第9条及び第15条第28号に規定する被保険者証の確認(第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについて

2 令和3年3月31日までの間は、第5条第2項

は、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

2 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、主任介護支援専門員でないものに限る。))については、同条第2項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を

管
理者とすることができる。

議案第 35 号

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 4 節 運営に関する基準（第 196 条—第 202 条）」を
「 第 4 節 運営に関する基準（第 196 条—第 202 条）
第 10 章 雑則（第 203 条） 」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな
ければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、
介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活
用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 5 項第 1 号中「いう。」の次に「第 47 条第 4 項第 1 号及び」を加え、同項第
2 号中「いう。」の次に「第 47 条第 4 項第 2 号において同じ。」を加え、同項第 3 号中
「いう。」の次に「第 47 条第 4 項第 3 号において同じ。」を加え、同項第 4 号中「い
う。」の次に「第 47 条第 4 項第 4 号において同じ。」を加え、同項第 5 号中「いう。」
の次に「第 47 条第 4 項第 5 号、」を加え、同項第 6 号中「いう。」の次に「第 47 条第
4 項第 6 号、」を加え、同項第 7 号中「いう。」の次に「第 47 条第 4 項第 7 号、」を加
え、同項第 8 号中「いう。」の次に「第 47 条第 4 項第 8 号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びま

ん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項中「及び員数は、次のとおりとする」を「は次に掲げるものとし、その員数は次の各号に掲げる職種の区分に応じ当該各号に定めるものとする」に改め、同項第1号中「専ら」を削り、「数以上とする。」を「数以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「数以上とする。」を「数以上」に改め、

同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないこ

とができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項にお

いて同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第59条の20の3中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項中」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「規程」と、」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第

40条の2」を加え、同条後段中「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とを「運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とに改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画として市が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市長が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 外部の者による評価

（2） 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中

「運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）^{（一）}に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「第34条中」を「第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中」に改め、「規程」と、」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、

入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第3号ア中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^く口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、

准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と

し、新条例第31条、第55条、第59条の12（新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 当分の間、新条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を

超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号イ及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、改正前の宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア（ウ）（b）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 11 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、第4号に定める措置を講ずるよう努めなければならない」とする。

議案第35号

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章～第8章 (略) 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節～第3節 (略) 第4節 <u>運営に関する基準(第196条―第202条)</u> 附則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。―― 第151条第12項におい	目次 第1章～第8章 (略) 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節～第3節 (略) 第4節 <u>運営に関する基準(第196条―第202条)</u> 第10章 <u>雑則(第203条)</u> 附則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第47条第4項第1号及び第151条第12項におい

て同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。_____)

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。_____)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。_____)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。_____第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)

(6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。_____第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。_____第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。_____第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)～(12) (略)

6～12 (略)

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

て同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。)

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第4号において同じ。)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)

(6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)～(12) (略)

6～12 (略)

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2～4 (略)

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2～4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))

(揭示)

第34条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会

(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価

を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第34条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価

を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(訪問介護員等の員数)

第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする

_____。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜

を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(訪問介護員等の員数)

第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種は次に掲げるものとし、その員数は次の各号に掲げる職種の区分に応じ当該各号に定めるものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 (略)

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

2 (略)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携

業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供す

____を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは____

____、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第57条 (略)

る体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者____に行わせることができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第57条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行う

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条

中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

よう努めなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規定」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条

条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会

(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、
、第34条から第38条まで

の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、
第32条の2、第34条から第38条まで、第40条

____、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中

____「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、

____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項

____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

____の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介

の2、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第66条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介

護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(同法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定

護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(同法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定

認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条____、第34条から第38条まで____、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と

____、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各

認知症対応型通所介護事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各

項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

【別記 参照】

7～13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。))の担当者を招集して行う会議

項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

【別記 参照】

7～13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。))の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を

をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(定員の遵守)

第101条 (略)

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時

得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第101条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画(介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画として市が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市長が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34

対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。)の数が3

条第1項において同じ。))と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。)の数が3

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライ
ト型指定認知症対応型共同生活介護事業所
(指定認知症対応型共同生活介護事業所で
あって、指定居宅サービス事業等その他の
保健医療又は福祉に関する事業について3
年以上の経験を有する指定認知症対応型共
同生活介護事業者により設置される当該指
定認知症対応型共同生活介護事業所以外の
指定認知症対応型共同生活介護事業所であ
って当該指定認知症対応型共同生活介護事
業所に対して指定認知症対応型共同生活介
護の提供に係る支援を行うもの(以下この

9・10 (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 (略)

(設備)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2

____とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～7 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2～6 (略)

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____

_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生

章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10・11 (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

(設備)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活事業所にあつては、1又は2)とする。

2～7 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2～6 (略)

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3

月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生

活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス

、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条_____、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と_____

_____、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中

_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条__

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、__

____、第34条から第38条まで、第40条、第41条____、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中

____「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、

____「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と

____、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士_____ 1以上

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人

第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士____、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士____、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士____、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める職員

ア 病床数100以上の病院である場合 栄養士____

イ (略)

(4) 介護医療院 栄養士____又は介護支援専門員

9～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準

4～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める職員

ア 病床数100以上の病院である場合 栄養士又は管理栄養士

イ (略)

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準

第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議

をいう。以下この章

第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。))をいう。以下この章に

において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^{くう}口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

_____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

_____を定期的 to 実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会

_____及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条、第36

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36

条、第38条____、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、

____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(設備)

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とするこ

条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と

____、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(設備)

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

と。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

- b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イ・ウ (略)

2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(エ) (略)

イ・ウ (略)

2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条____、第34条、第36条、第38条____、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域

定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と

____、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2

多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

【別記】

(現行)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設_____、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、_____指定認知症対応型通所介護事業所、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

(改正案)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u> _____	看護師又は准看護師

議案第 36 号

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密
着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密
着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例（平成 25 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 87 条—第 90 条）

」

を

「

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 87 条—第 90 条）

第 5 章 雑則（第 91 条）

」

に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のた
め、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を

講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条中「第44条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項のただし書を次のように改める。

ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生

時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止

するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画として市が定めるものをいう。）の終期まで（市長が次期の介護保険事業計画を作成

するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から」を削り、「第39条まで」の次に「（第37条第4項を除く。）」を加え、「規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。））」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「第28条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第32条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を削る。

第71条第1項中「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス

事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従

業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に、「規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。）」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「第32条中「運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについては、当該交付等の相

手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第３項及び第３７条の２（新条例第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第２７条、第５７条及び第８０条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２８条第３項（新条例第６５条において準用する場合を含む。）及び第８１条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２８条の２（新条例第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新条例第３１条第２項（新条例第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第36号

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第11号)新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章～第3章 (略) 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第1節～第4節 (略) 第5節 <u>介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第90条)</u> 附則 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) (従業者の員数) 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規	目次 第1章～第3章 (略) 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第1節～第4節 (略) 第5節 <u>介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第90条)</u> 第5章 <u>雑則(第91条)</u> 附則 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数) 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規

定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設_____

の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(同法第

定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第10条第1項において「本体事業所等」という。)

の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(同法第

46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(同法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。))の運営(第44条第7項_____において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(同法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。))の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第30条 (略)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第30条 (略)

(衛生管理等)

第31条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第31条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第32条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況報告を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小

る。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況報告を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小

規模多機能型居宅介護従業者は、同表の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

【別記 参照】

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「 本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者

規模多機能型居宅介護従業者は、同表の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

【別記 参照】

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「 本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者

又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議

をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。))をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条____、第31条から第36条まで及び第37条(第4項を除く。第39条から第39条まで)

____の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、

____「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第32条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画(介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画として市が定めるものをいう。)の終期まで(市長が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条から

____第39条まで(第37条第4項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。)」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、

____第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。_____)を行わせるために必要な数以上とする。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者

2 (略)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2

とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～7 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス

の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に

をもって充てることができる。

3 (略)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。

2～7 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に

掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条____、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、

____「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」

掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」

とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による _____ 評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3～5 (略)

とあるのは「第4章第4節」と、 _____

_____ 第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

3～5 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作

られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

【別記】

(現行)

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設_____ _____ 、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____ _____ 、指定認知症対応型通所介護事業所、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

(改正案)

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u> _____ _____	看護師又は准看護師

議案第 37 号

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 14 号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 33 条）」を
「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 33 条）
第 6 章 雑則（第 34 条）」に改める。

第 2 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制
の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな
らない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法
第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切
かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 18 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止の措置）

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- （2） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3） 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第22条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うもの（第8条及び第31条第26号に規定する被保険者証の確認（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代え

て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第２条第５項及び第２７条の２（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第１８条（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新条例第１９条の２（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２１条の２（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 37 号

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第14号)新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章～第4章 (略) 第5章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準(第33条)</u> 附則 (基本方針) 第2条 (略) 2～4 (略)	目次 第1章～第4章 (略) 第5章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準(第33条)</u> 第6章 <u>雑則(第34条)</u> 附則 (基本方針) 第2条 (略) 2～4 (略)
	5 <u>指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
	6 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
(運営規程) 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。 (1)～(5) (略)	(運営規程) 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。 (1)～(5) (略)
(6) (略) (勤務体制の確保)	(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) (略) (勤務体制の確保)
第19条 (略) 2・3 (略)	第19条 (略) 2・3 (略)
	4 <u>指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当</u>

職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止の措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第22条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることより、同項の規定による掲示に代えることができ

(掲示)

第22条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議

をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(28) (略)

る。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)

の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(28) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定に基づき書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うもの(第8条及び第31条第26号に規定する被保険者証の確認(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定に基づき書面で行うものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

議案第 38 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）2 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 2 号中「44, 100 円」を「52, 600 円」に改め、同項第 6 号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ」に改め、同項第 7 号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 8 号ア中「200 万円」を「210 万円」に、「300 万円」を「320 万円」に改め、同項第 9 号ア中「300 万円」を「320 万円」に改め、同条第 2 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 2 条（見出しを含む。）中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 4 条を附則第 5 条とし、附則第 3 条を附則第 4 条とし、附則第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料の算定に関する基準の特例）

第 3 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 6 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第

2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条並びに附則第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和 2 年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議案第38号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表

※この新旧対照表については、宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年条例第15号)第2条の規定による改正が宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)に溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
(保険料率) 第6条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,100円</u> (3)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 79,500円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする</u> _____。以下この項において単に「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (7) 次のいずれかに該当する者 91,900円 ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (8) 次のいずれかに該当する者 106,000円 ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	(保険料率) 第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,600円</u> (3)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 79,500円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。以下この項において単に「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ (略) (7) 次のいずれかに該当する者 91,900円 ア 合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (8) 次のいずれかに該当する者 106,000円 ア 合計所得金額が<u>210万円</u>以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 120,100円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10)～(14) (略)

- 2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

附 則

(令和2年度_____における保険料率の特例)

- 第2条 第6条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,300円とする。

- 2 前項の規定は、第10条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,300円」とあるのは、「35,300円」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、第10条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、第1項中「21,300円」とあるのは、「49,500円」と読み替えるものとする。

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 120,100円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10)～(14) (略)

- 2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

附 則

(令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の特例)

- 第2条 第6条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,300円とする。

- 2 前項の規定は、第10条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,300円」とあるのは、「35,300円」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、第10条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第1項中「21,300円」とあるのは、「49,500円」と読み替えるものとする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料の算定に関する基準の特例)

- 第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

(延滞金の割合の特例)

第3条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第4条 (略)

所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

第4条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第5条 (略)

